

生活交通ネットワーク計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成25年6月19日
(協議会名称) 関市公共交通活性化協議会

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

関市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 事業の目的

- ・ 関市は岐阜県中心部に位置し、平成17年2月に周辺5町村を編入合併して、市域が102.51km²から472.84km²と4.6倍に拡大し、美濃市の全域と郡上市の南部地域を東の上之保地域と西の板取地域とでV字型で囲む変則的かつ広大な市域となっている。
- ・ 市の公共交通は、唯一の鉄道である長良川鉄道は、市の中心部である関地域を南北に走り、中濃地域の基幹的交通機関となっているものの、市域の大部分の公共交通サービスは、バスが担っている。
- ・ 高齢化、長寿化により、市の高齢化率は年々上昇しており、特に合併した中山間地域では、高齢化率が30%を超え、高齢化、過疎化の進展が著しい状況にある。また、少子化により、通学で公共交通を利用する機会の多い高校の生徒数は、平成12年以降、減少傾向が続いている。
- ・ このような状況の中、公共交通サービスを維持確保するためには、より多くの市民が公共交通を利用する必要がある、まちづくりと一体となった公共交通の利用促進が求められる。
- ・ これを実現するためには、利用しやすい交通体系の構築が必要となり、市民ニーズに応じた生活交通を確保すること目的として、地域公共交通確保維持改善事業に取り組むものである。

(2) 事業の必要性

地域公共交通ネットワークを確保するためには、地域の特性にあった公共交通サービスを提供する必要がある、地域特性に応じて以下のフィーダーバス路線を確保するものとする。

- ・ 関板取線

板取、洞戸及び武芸川の中山間地域の通勤、通学需要や通院、買物時の移動支援のため、関市の中心市街地と中山間地域の中心を結ぶ既存のバス路線のうち、これら地域間を結ぶ路線を地域間幹線交通と位置づけ交通事業者と行政が主体となって高度なサービス水準を確保する。

- ・ 買い物循環線、市街地病院循環線

中心市街地では、主要施設にアクセスし、短距離移動においても利用可能な高度なサービスを確保する。

・わかくさ・小金田線、わかくさ・千疋線

わかくさ・下有知東線、わかくさ・下有知西線、わかくさ・小瀬線、

中心市街地の周辺部では、地域特性や需要に見合った運行形態で、地域が主体となって、幹線系路線の乗継拠点に連絡する公共交通サービスを確保する。

これら公共交通相互間の接続性向上を図るため、公共交通ネットワークの構築に合わせて乗継拠点を整備し、まちづくりと一体となった活性化を図る必要がある。現在、合併地域において、公共施設等の統廃合が検討されており、これら整備の進捗に合わせて乗継拠点の整備を進めるものとする。

関市の重要な乗継拠点となる長良川鉄道関駅の西口駅前広場については、平成26年3月の完成に向けて事業を推進している。この整備の完成によって、市内を運行する各路線とのアクセス、長良川鉄道とのアクセスも容易になり、さらに公共交通ネットワークが充実する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

・理想的な公共交通ネットワークを構築するためには、より多くの市民が公共交通を利用することが必要不可欠である。このような観点から、計画の目標を以下のように設定する。

計画の目標	目標値
● 公共交通利用者の増大 中心市街地への公共交通アクセスの改善、乗換拠点施設の整備とこれを中心に中心市街地を巡回するバス路線の整備により、まちづくりと一体となって、中心市街地の賑わいの創出を図る。	対前年比増とする。
● 公共交通利用者及び市民の満足度を向上 公共交通サービスの向上により、低下傾向にある市民の公共交通に対する満足度の向上を図る。	バス交通の満足度を向上し、「満足」が「不満」を上回るものとする。
● 持続可能な公共交通サービスの確保 行政の適切な支援による公共交通のサービスの向上と市民の積極的な公共交通の利用により、持続可能な公共交通サービスを確保する。	バス交通に対する支援額を市民1人あたり3,000円レベルで維持する。

・事業期間：平成25年10月1日～平成28年9月30日

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を確保することにより、以下のような効果が期待できる。

- ・市民の日常生活に必要な移動手段が確保される。
- ・外出機会の増大による社会参加促進や地域活性化への寄与が期待される。
- ・定量的な評価項目の導入により、①安易な公的支援を行わず「効率的な都市運営への寄与」という観点を重視し支援を行うこと②市民の積極的な取組に対しては、公

<p>公共交通の利用者に適切な費用負担を求めた上で、収支採算面から不足する費用について財政等の公的支援を積極的に行うこと、が期待される。</p>
<p>3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p> <p>なお、関市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>8. 車両の取得に係る目的・必要性</p>
<p>※ 該当なし</p>
<p>9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※ 該当なし</p>

(2) 事業の効果	
※ 該当なし	
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	
※ 該当なし	
11. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年5月21日（第1回） 協議会設立、事業内容について協議 ・平成20年11月5日（第2回） 関市地域公共交通総合連携計画について協議 ・平成21年2月19日（第3回） 関市地域公共交通総合連携計画の承認 ・平成21年6月22日（第4回） 計画事業の実証について協議 ・平成21年11月9日（第5回） 実証運行状況の報告、バス路線の評価方法の協議 ・平成22年3月16日（第6回） バス路線の評価方法の承認 ・平成22年7月28日（第7回） 計画事業の実証について協議 ・平成22年11月25日（第8回） バス路線の中間評価について協議 ・平成23年3月18日（第9回） バス路線の中間評価の承認 ・平成23年6月23日（第10回） 平成24年度地域内フィーダー計画の承認 ・平成24年1月23日（第11回） バス路線最終評価の検討 ・平成24年3月23日（第12回） バス路線最終評価の承認 ・平成24年6月21日（第13回） 平成25年度地域内フィーダー計画の承認 ・平成25年1月29日（第14回） 平成24年度バス路線の実績及び評価結果 	
12. 利用者等の意見の反映	
市民や利用者からの意見聴取、協議会意見を反映して本事業計画を作成	
13. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	関市企画部 関市建設部
関係都道府県	岐阜県 都市建築部 公共交通課
交通事業者・交通施設管理者等	社団法人 岐阜県バス協会 岐阜乗合自動車 株式会社 株式会社 ドライビングサービス 長良川鉄道 株式会社

	岐阜乗合自動車労働組合 岐阜国道事務所 管理第一課 美濃土木事務所 道路維持課 関警察署 交通課長
地方運輸局	中部運輸局 岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	岐阜大学 名誉教授 公益財団法人 豊田都市交通研究所 主任研究員 関市自治会連合会 関市社会福祉協議会 関市老人クラブ連合会 関商工会議所 関市女性連絡協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 岐阜県関市若草通3丁目1番地

(所 属) 関市企画部市民協働課

(氏 名) 山 田 和 伸

(電 話) 0575-23-6831

(e-mail) shiminkyodo@city.seki.lg.jp